

# 1. 住所地特例の事務手続について

## 1 住所地特例に係る事務の見直しの概要

- 平成18年4月から住所地特例（法第13条）の対象施設の見直しが行われる。
- このうち、養護老人ホームに入所している者の資格管理事務については、平成17年12月19日の全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料（108頁以降）においてお示したところである。
- それ以外の住所地特例対象施設については、施行日以後に入所・入居をした場合に住所地特例が適用されるものであり、その資格管理事務については、基本的に従前の介護保険施設に係る住所地特例に係る事務と同様である。
- ただし、施行までに注意すべき点としては、住所地特例対象施設が増えたことに伴って、①施行日までに対象施設を把握する必要があること、②対象施設に対し住所地特例に係る事務を周知する必要があるという点である。

(参考) 住所地特例の運用方法

### 1 住所地特例者の把握

保険者が住所地特例者を把握する方法については、①被保険者からの届け出を必須とし、それに加えて、②施設所在地市町村からの通知若しくは③施設からの連絡のどちらかがあれば良いものとする。

被保険者からの届け出がなく、②施設所在地市町村からの通知又は③施設からの連絡があった場合には、被保険者に対して届け出を促すものとする。

### 2 住所地特例に関する項目

被保険者台帳の中に住所地特例の項目を含めるか、被保険者台帳とは別に住所地特例台帳を創設し管理するかは、市町村の任意とする。

## 2 対象施設

対象施設については、

- ① 現在国会に提出されている国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案の成立・施行
- ② 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の施行により、平成18年4月1日から次のように改正される。

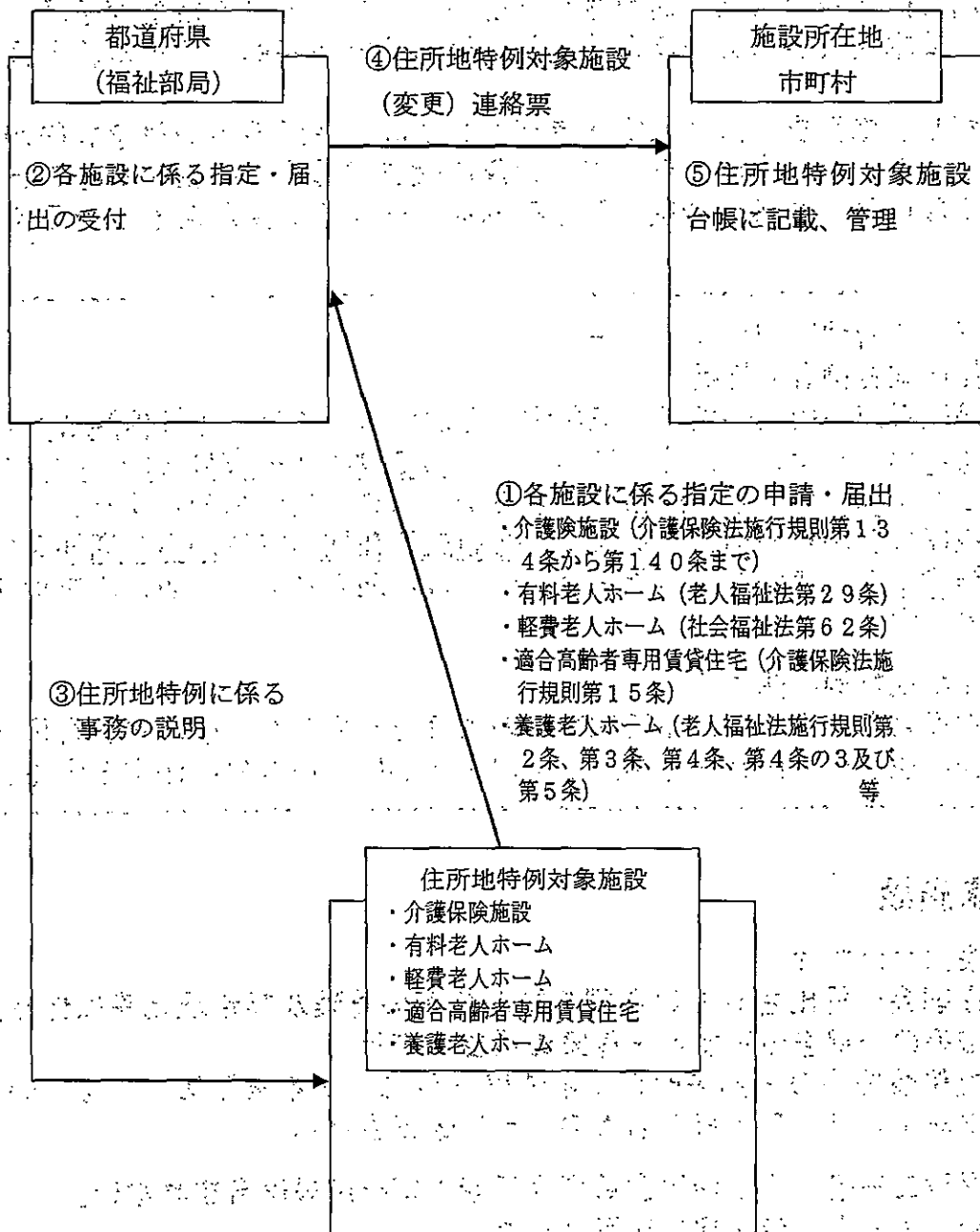
- 介護保険三施設（注：地域密着型介護老人福祉施設は含まれない。）
- 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
- 特定施設（介護保険法第8条第11項）
  - ・有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

- ・ 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
- ・ 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）
- ・ 適合高齢者専用賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出られているもの）

が、住所地特例対象施設となる予定。

### 3 対象施設の把握の手順

#### (1) 平成18年4月以降



- ① 各施設に係る指定の申請・届出  
住所地特例対象施設は、都道府県に対して、各施設に係る指定の申請又は届出（変更に係る届出を含む。）を行う。
  - ② 各施設に係る指定・届出の受付  
都道府県は、各施設に係る指定を行い、又は届出を受ける。
  - ③ 住所地特例に係る事務の説明  
都道府県は、入所・入居又は退所・退居があつた場合の事務について対象施設に説明をする。
  - ④ 住所地特例対象施設連絡票  
都道府県は、住所地特例対象施設連絡票を施設所在地市町村に送付する。
  - ⑤ 住所地特例対象施設台帳に記載、管理  
施設所在地市町村は、住所地特例対象施設連絡票をもとに住所地特例対象施設台帳に記載し、管理する。
- ※ 住所地特例対象施設（変更）連絡票及び住所地特例対象施設台帳の様式例は、別添1のとおり。

## (2) 施行前の事務

- ① 新たに対象施設となる施設への住所地特例に係る事務の説明（上記(1)③と関連）  
今般の見直しにより新たに対象となる施設であつて、既に指定・届出がなされている施設（特定施設等）に対して、各都道府県は住所地特例に関する事務の説明を平成18年3月31日までにを行う。具体的には、別添2の「住所地特例の運用方法」に従つて
  - ・施設入所(居)者名簿に記載、管理
  - ・施設入所連絡票及び施設退所連絡票の送付
  - ・施設所在地市町村からの入所照会への対応、入所連絡等の事務があることを説明。その際、対象施設は関係市町村に対して協力義務があること（法第13条第3項）も併せて説明。  
※ 別添2の「住所地特例の運用方法」は、制度施行時に「市町村の事務処理手順・様式」でお示ししたものを対象施設の追加を踏まえて修正したものであるが、事務の流れに変更はない。
- ② 住所地特例対象施設連絡票の送付（上記(1)④と関連）  
都道府県は、施設所在地市町村に対し平成18年3月24日までを目途に既存の対象施設に係る住所地特例対象施設連絡票を送付すること。
- ③ 住所地特例対象施設台帳への記載、管理（上記(1)⑤と関連）  
施設所在地市町村は、住所地特例対象施設連絡票をもとに平成18年3月31日までに住所地特例対象施設台帳への記載、管理を行うこと

なお、別添資料は、WAM NETに掲載する予定です。

(参照条文)

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（平成18年4月1日施行予定）

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この条において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするることにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

一 介護保険施設

二 特定施設

三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所地特例対象被保険者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をする事（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる住所地特例対象被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 住所地特例対象被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村及び当該住所地特例対象被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

介護保険 住所地特例対象施設 連絡票 (別添1)

文 書 番 号

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

〇〇都道府県知事

次の施設が、貴市(町村)における住所地特例対象施設となりましたので、連絡します。

住所地特例適用 開始年月日	平成 年 月 日
施設の種類	
施設の名称	
電話番号	
住 所	〒



# 介護保険 住所地特例対象施設 変更 連絡票

文 書 番 号

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

〇〇都道府県知事

次のとおり、住所地特例対象施設について変更がありましたので、連絡します。

変更適用年月日	平成	年	月	日
---------	----	---	---	---

(変更前)

施設の種類	
施設の名称	
電話番号	
住 所	〒

(変更後)

施設の種類	
施設の名称	
電話番号	
住 所	〒



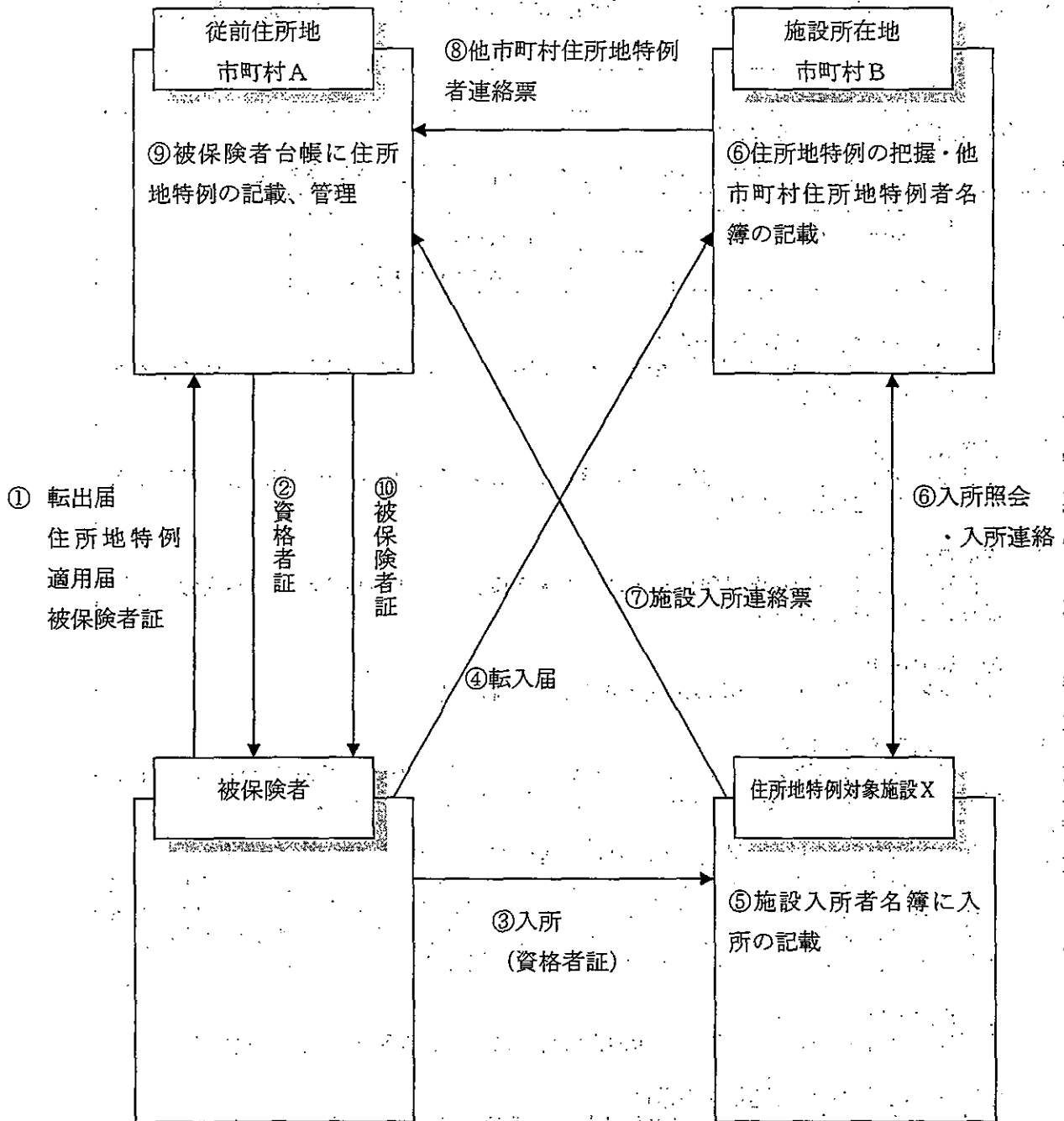


## 住所地特例の運用方法

※ 以下「入所」にあつては「入居」と、「退所」にあつては「退居」と適宜読み替えること。

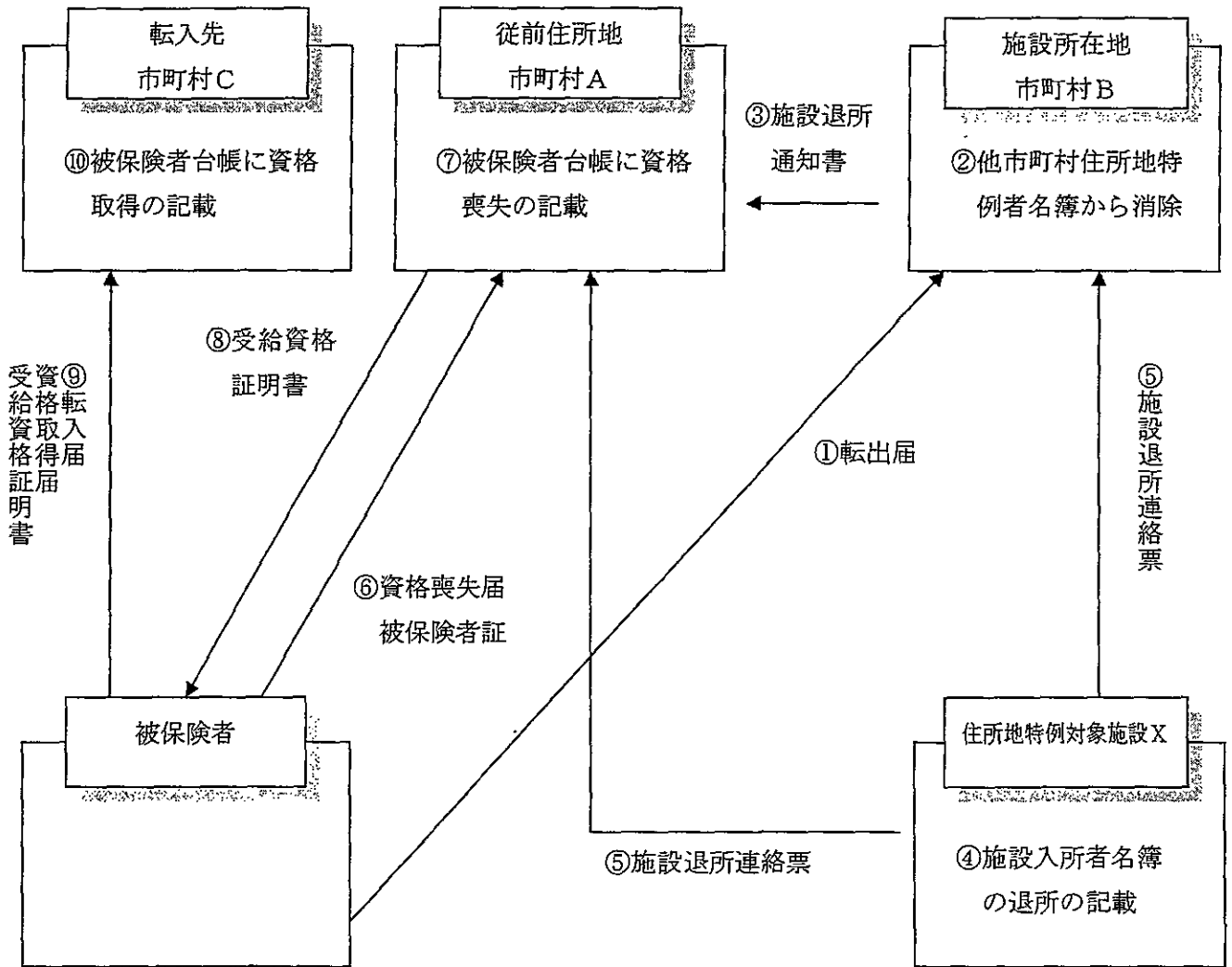
大項目	中項目
住所地特例	1 施設入所 A市からB市のX施設に入所する場合 保険者はA
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           従前住所地市町村A 在宅         </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X         </div> </div>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 転出届、住所地特例適用届の届出 被保険者は、「転出届」の他「住所地特例適用届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。</li> <li>② 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証を預かり、資格者証（住所地特例対象施設Xに入所することを記載）を交付する。</li> <li>③ 資格者証の提示 被保険者は、住所地特例対象施設Xに入所する際、従前住所地市町村Aが交付した資格者証を提示し、入所する。</li> <li>④ 転入届の届出 被保険者は、「転入届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</li> <li>⑤ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Bでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨等を記載する。</li> <li>⑥ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載 施設所在地市町村Bの介護保険担当課は、住民からの転入届による住所が住所地特例対象施設所在地である場合、住所地特例対象施設Xに照会するか、または住所地特例対象施設Xが施設所在地市町村Bに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。</li> <li>⑦ 施設入所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。</li> <li>⑧ 他市町村住所地特例者連絡票の送付 施設所在地市町村Bは、「他市町村住所地特例者連絡票」を従前住所地市町村Aに送付する。</li> <li>⑨ 被保険者台帳（住所地特例者台帳）の記載 従前住所地市町村Aは、①、⑦、⑧により住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。</li> <li>⑩ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者に住所（施設所在地）を書き換えた被保険者証を郵送する。</li> </ol>	

1 施設入所 A → B 保険者はA  
X



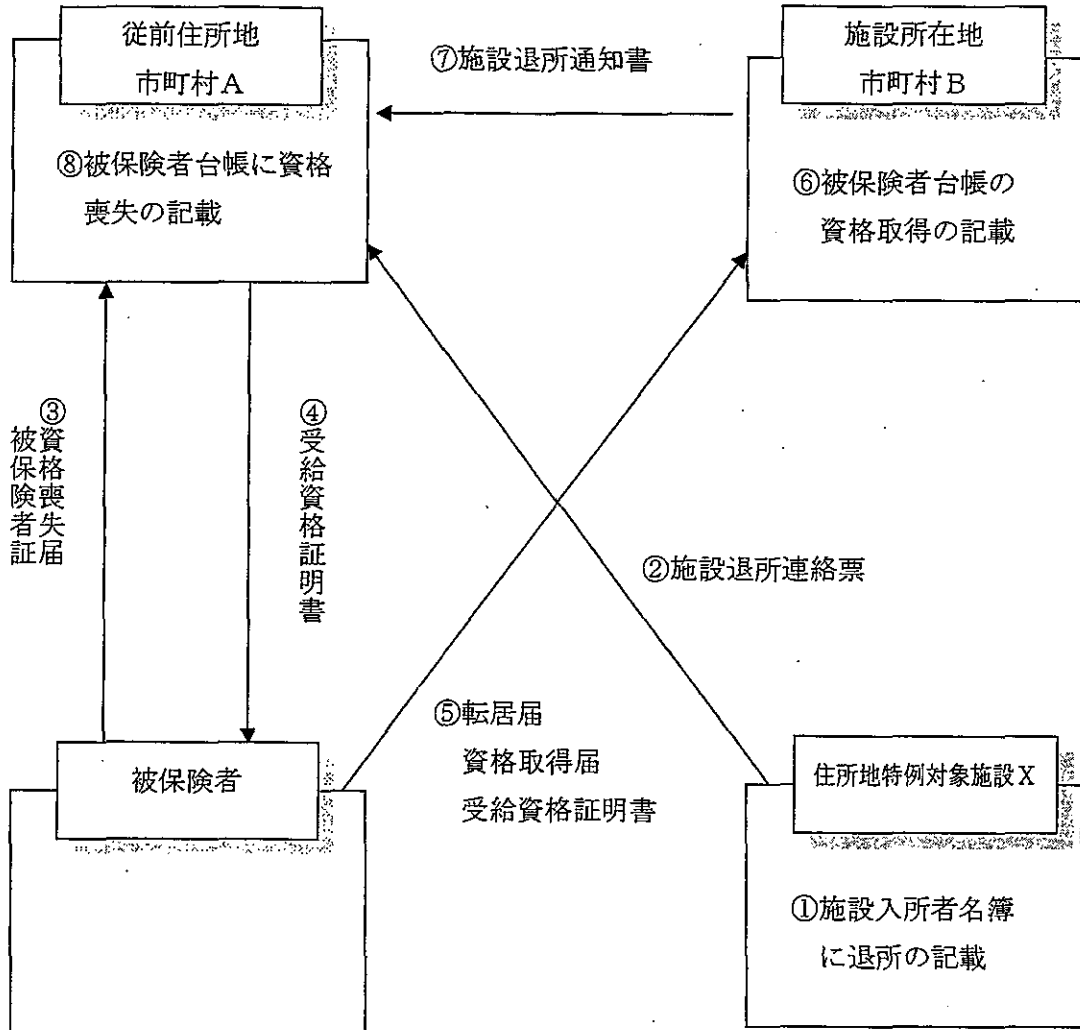
大項目	中項目
住所地特例	2 施設退所 B市のX施設を退所し、C市に居住する場合 保険者はC
<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A["従前住所地市町村A 在宅"] --&gt; B["施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X"]     B --&gt; C["転入先市町村C 在宅"] </pre> </div> <p>① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</p> <p>② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。</p> <p>③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。</p> <p>④ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</p> <p>⑤ 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</p> <p>⑥ 資格喪失届の届出 被保険者は、「資格喪失届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村（保険者）Aに届け出る。</p> <p>⑦ 被保険者台帳に資格喪失の記載 従前住所地市町村Aは、③、⑤、⑥をもとに被保険者台帳に資格喪失の旨を記載する。</p> <p>⑧ 受給資格証明書の交付 従前住所地市町村Aは、被保険者に受給資格証明書を交付する。</p> <p>⑨ 転入届・資格取得届の届出 被保険者は、「転入届」（資格取得届）に受給資格証明書を添えて転入先市町村Cに届け出る。</p> <p>⑩ 被保険者台帳に資格取得の記載 転入先市町村Cは、資格取得届と受給資格証明書をもちに被保険者台帳に記載する。</p>	

2 施設退所 A→B→C 保険者はAからCに変更  
X



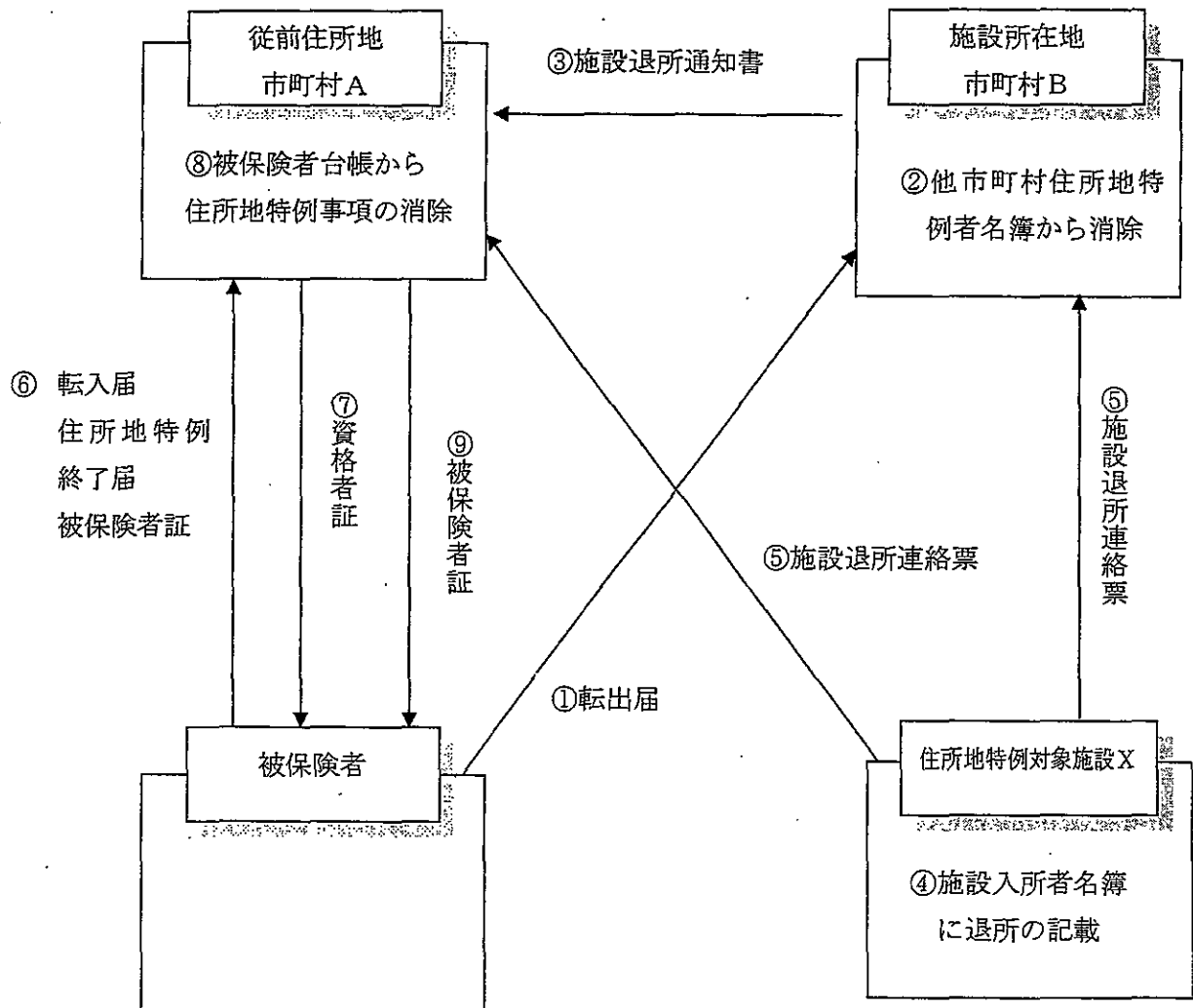
大項目	中項目
住所地特例	3 施設退所 B市のX施設を退所し、B市に居住する場合 保険者はB
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <pre> graph LR     A["従前住所地市町村 A 在宅"] --&gt; B["施設所在地市町村 B 住所地特例対象施設 X"]     B --&gt; C["施設所在地市町村 B 在宅"] </pre> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</li> <li>② 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設は、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</li> <li>③ 資格喪失届の届出 被保険者は、「資格喪失届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村（保険者）Aに届け出る。</li> <li>④ 受給資格証明書の交付 従前住所地市町村Aは、被保険者に受給資格証明書を交付する。</li> <li>⑤ 転居届・資格取得届の届出 被保険者は、「転居届」の他「資格取得届」に受給資格証明書を添えて転居先市町村Bに届け出る。</li> <li>⑥ 被保険者台帳に資格取得の記載 転居先市町村Bは、資格取得届と受給資格証明書をもとに被保険者台帳を作成する。</li> <li>⑦ 施設退所通知書の送付 転居先市町村Bは、「施設退所通知書」を従前住所地市町村Aに送付する。</li> <li>⑧ 被保険者台帳に資格喪失の記載 従前住所地市町村Aは、②、③、⑦により、被保険者台帳に資格喪失の記載をする。</li> </ol>	

3 施設退所 A→B→B 保険者はB  
X



大項目	中項目
住所地特例	4 施設退所 B市のX施設を退所し、A市に戻る場合 保険者はA
<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A["従前住所地市町村A 在宅"] --&gt; B["施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X"]     B --&gt; C["従前住所地市町村A 在宅"] </pre> </div>	
<p>① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</p> <p>② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。</p> <p>③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。</p> <p>④ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</p> <p>⑤ 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</p> <p>⑥ 転入届・住所地特例終了届の届出 被保険者は、「転入届」の他「住所地特例終了届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。</p> <p>⑦ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。</p> <p>⑧ 住所地特例事項の消除 従前住所地市町村Aは、被保険者台帳から住所地特例事項を消除する。</p> <p>⑧ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をBの施設からAの在宅に書き換えて被保険者に郵送する。</p>	

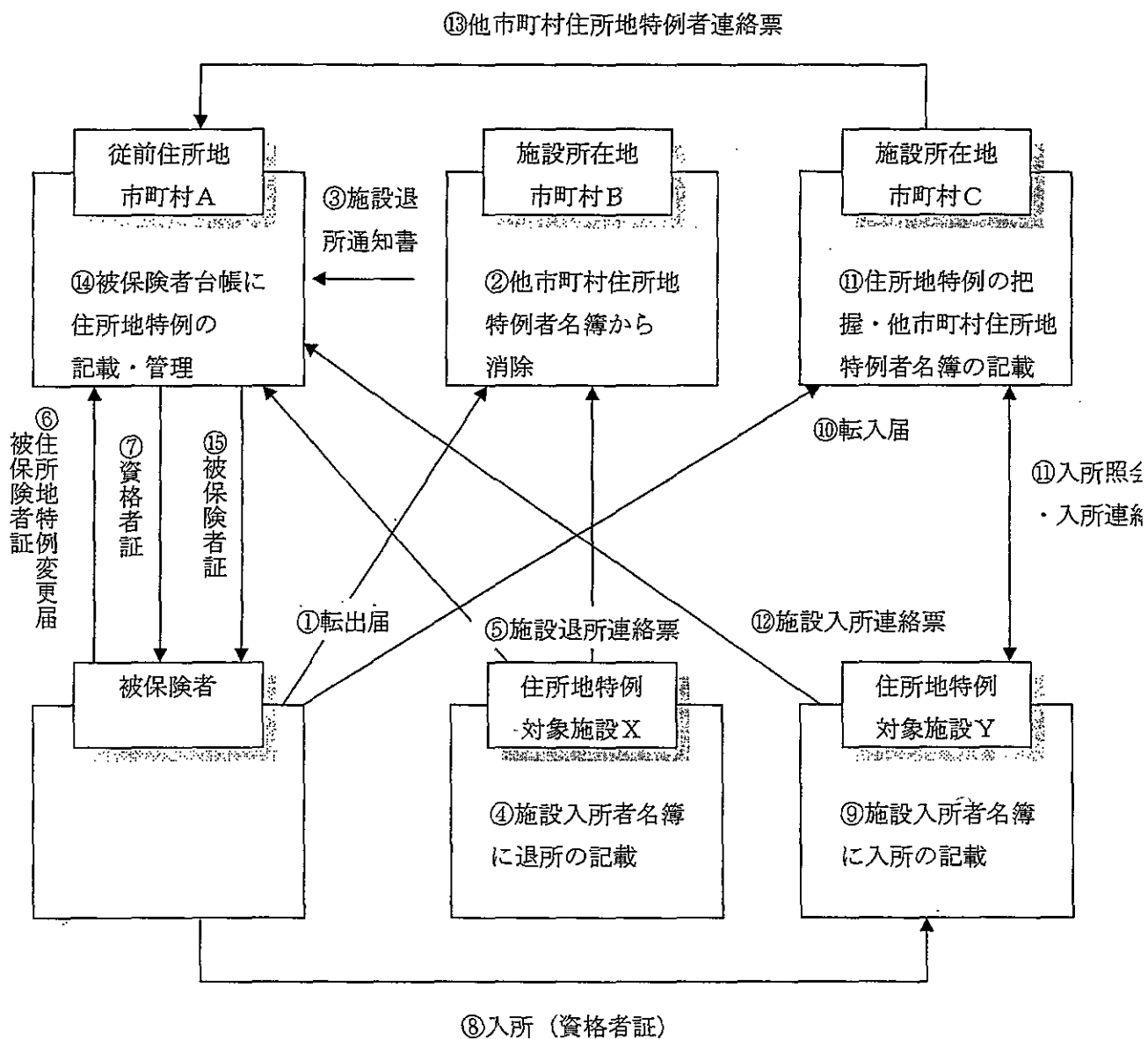
4 施設退所 A→B→A 保険者はA  
X



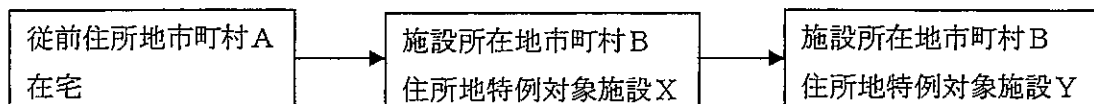


大項目	中項目
住所地特例	5 施設継続入所 B市のX施設を退所し、C市のY施設に入所する場合 保険者はA
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           従前住所地市町村A 在宅         </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X         </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           施設所在地市町村C 住所地特例対象施設Y         </div> </div>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</li> <li>② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。</li> <li>③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。</li> <li>④ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</li> <li>⑤ 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</li> <li>⑥ 住所地特例変更届の届出 被保険者は、「住所地特例変更届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。</li> <li>⑦ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。</li> <li>⑧ 資格者証の提示 被保険者は、住所地特例対象施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。</li> <li>⑨ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Cでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨等を記載する。</li> <li>⑩ 転入届の届出 被保険者は「転入届」を施設所在地市町村Cに届け出る。</li> <li>⑪ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載 施設所在地市町村Cの介護保険担当課は、住民からの転入届による住所が住所地特例対象施設所在地である場合、住所地特例対象施設Yに照会するか、または住所地特例対象施設Yが施設所在地市町村Cに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。</li> <li>⑫ 施設入所連絡票の送付 入所照会を受けた住所地特例対象施設Yは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。</li> <li>⑬ 他市町村住所地特例者連絡票の送付 施設所在地市町村Cは、「他市町村住所地特例者連絡票」を従前住所地市町村Aに送付する。</li> <li>⑭ 被保険者台帳の記載、管理 従前住所地市町村Aは、⑥、⑫、⑬により住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。</li> <li>⑮ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。</li> </ol>	

5 施設継続入所 A→B→C 保険者はA  
X→Y

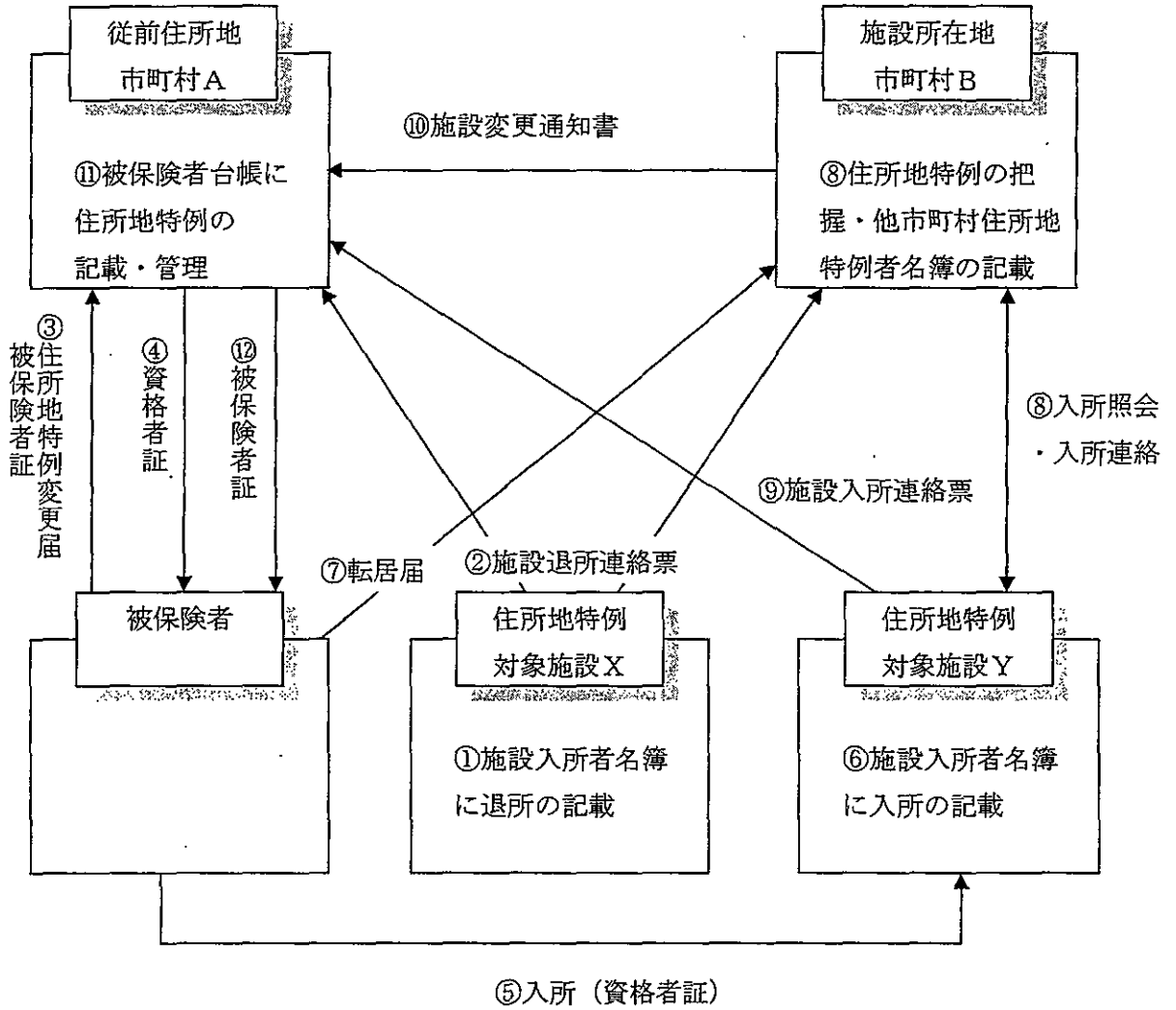


大項目	中項目
住所地特例	6 施設継続入所 B市のX施設を退所し、同じB市のY施設に入所する場合 保険者はA



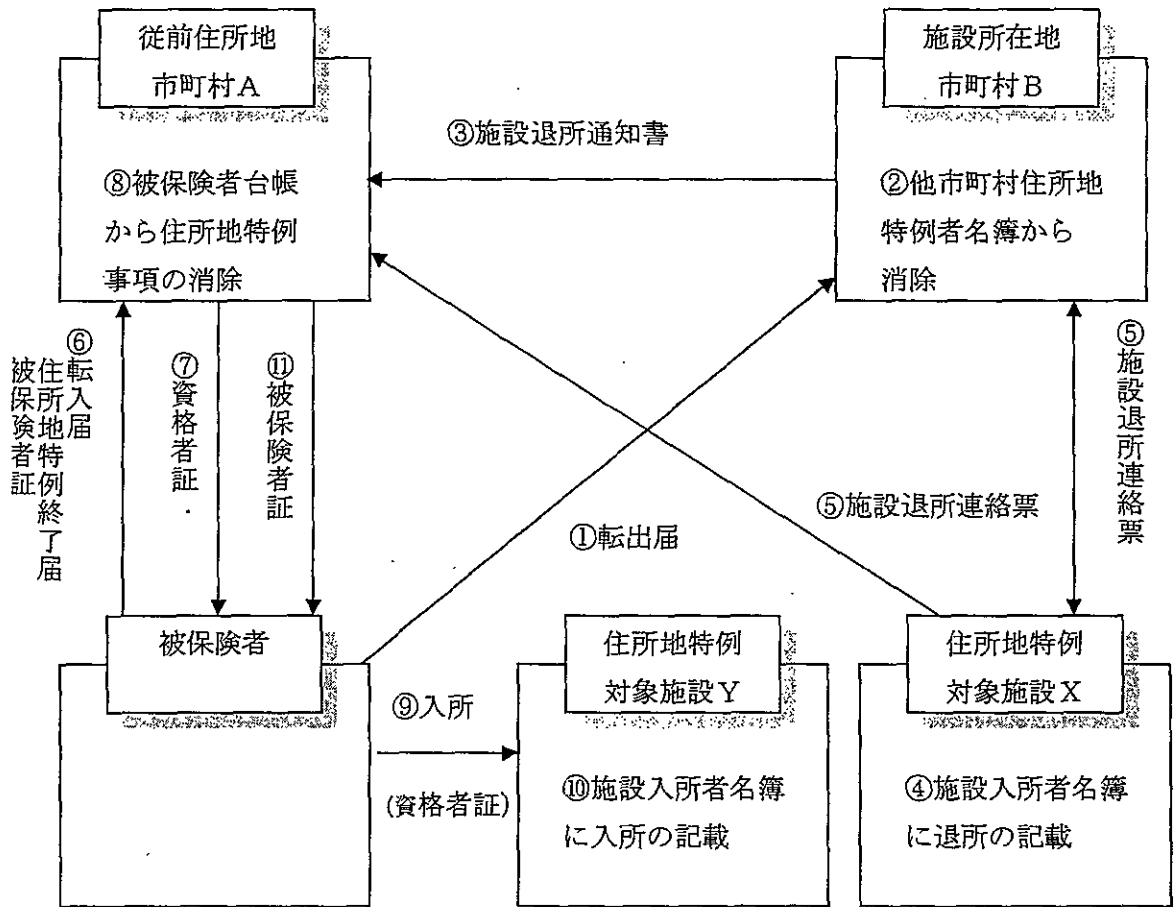
- ① 施設入所者名簿に退所の記載  
住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。
- ② 施設退所連絡票の送付  
住所地特例対象施設Xから従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。
- ③ 住所地特例変更届の届出  
被保険者は、「住所地特例変更届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。
- ④ 資格者証の交付  
従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。
- ⑤ 資格者証の提示  
被保険者は、住所地特例対象施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。
- ⑥ 施設入所者名簿の記載  
住所地特例対象施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Bでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨等を記載する。
- ⑦ 転居届の届出  
被保険者は、「転居届」を施設所在地市町村Bに届け出る。
- ⑧ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載  
施設所在地市町村Bの介護保険担当課は、住民からの転居届による住所が住所地特例対象施設所在地である場合、住所地特例対象施設Yに照会するか、または住所地特例対象施設Yが施設所在地市町村Bに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。
- ⑨ 施設入所連絡票の送付  
入所照会を受けた住所地特例対象施設Yは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。
- ⑩ 施設変更通知書の送付  
施設所在地市町村Bは、②、⑦により従前住所地市町村Aに「施設変更通知書」を送付する。
- ⑪ 被保険者台帳の記載、管理  
従前住所地市町村Aは、②、③、⑨、⑩により、住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。
- ⑫ 被保険者証の書き換え・交付  
従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。

6 施設継続入所 A→B→B 保険者はA  
X→Y



大項目	中項目
住所地特例	7 施設継続入所 B市のX施設を退所し、A市のY施設に入所する場合 保険者はA
<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A["従前住所地市町村A 在宅"] --&gt; B["施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X"]     B --&gt; C["従前住所地市町村A 住所地特例対象施設Y"] </pre> </div>	
<p>① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。</p> <p>② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。</p> <p>③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。</p> <p>④ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。</p> <p>⑤ 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。</p> <p>⑥ 転入届・住所地特例終了届の届出 被保険者は、「転入届」の他「住所地特例終了届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。</p> <p>⑦ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。</p> <p>⑧ 住所地特例事項の消除 従前住所地市町村Aは、被保険者台帳から住所地特例事項を消除する。</p> <p>⑨ 資格者証の提示 被保険者は、住所地特例対象施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。</p> <p>⑩ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、「施設入所者名簿」に記載する。</p> <p>⑪ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。</p>	

7 施設継続入所 A→B→A 保険者はA  
X→Y



# 介護保険 住所地特例 適用・変更・終了 届

〇〇市(町村)長 様

次のとおり住所地特例(適用・変更・終了)について届け出ます。

\*上記(適用・変更・終了)の該当するものに丸をつける。

在宅→施設：適用    施設→施設：変更    施設→在宅：終了

	届出年月日	平成	年	月	日
届出人氏名	本人との関係				
届出人住所		電話番号			

\*届出者が被保険者本人の場合、届出者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号														
	フリガナ														
	氏 名										生年月日	明・大・昭	年	月	日
											性 別	男	・	女	

世 帯 主	氏 名										世帯主との続柄				
											生年月日	明・大・昭	年	月	日
											性 別	男	・	女	

異 動 前 情 報	従 前 の 住 所										電話番号					
	*異動前住所が施設の場合、以下も記入のこと															
	施 設	名 称														
		退所(居)年月日										平成	年	月	日	

異 動 後 情 報	現 住 所										電話番号					
	*異動後居住地が施設の場合、以下も記入のこと															
	施 設	名 称														
		入所(居)年月日										平成	年	月	日	

# 介護保険 他市町村住所地特例者 連絡票

文 書 番 号

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

〇〇市(町村)長

次の者が本市(町村)所在の住所地特例対象施設に 入所・入居しましたので、連絡します。

転入年月日	平成	年	月	日
入所(居)年月日	平成	年	月	日

対 象 者	被保険者番号										
	フリガナ										
	氏 名						生年月日	明・大・昭 年 月 日			
							性 別	男 ・ 女			
	転 入 前 住 所	〒									

入 所 ( 居 ) し た 施 設	名 称									
	電 話 番 号									
	所 在 地	〒								



# 介護保険 住所地特例対象施設 入所(居)・退所(居) 連絡票

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

住所地特例対象施設

次の者が下記の施設  
 に入所・入居  
 を退所・退居  
 しましたので、連絡します。

入所(居)・退所(居)年月日	平成 年 月 日
----------------	----------

被 保 険 者	被保険者番号										
	フリガナ										
	氏 名		生年月日	明・大・昭	年	月	日				
			性 別	男	・	女					
	入所(居) 前住所	〒									
	退所(居) 後住所	〒									
*1 退所(居) 理由	1 他の住所地特例対象施設入所(居)      2 死亡      3 その他										

\*1 死亡退所(居)の場合は記載不要

保険者名		保険者番号							
------	--	-------	--	--	--	--	--	--	--

施 設	名 称										
	電話番号										
	所在地	〒									

# 介護保険 住所地特例 施設変更 通知書

文 書 番 号

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

〇〇市(町村)長

次の者が下記のとおり入所・入居 施設を変更しましたので、通知します。

対象者	被保険者番号										
	フリガナ										
	氏 名						生年月日	明・大・昭	年	月	日
							性 別	男	・	女	

変更年月日	平成 年 月 日
-------	----------

変更前施設	名 称									
	電話番号									
	所在地	〒								
変更後施設	名 称									
	電話番号									
	所在地	〒								

# 介護保険 住所地特例 施設退所(居) 通知書

文 書 番 号

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

〇〇市(町村)長

次の者が施設を退所・退居しましたので、通知します。

対 象 者	被保険者番号											
	フリガナ											
	氏 名									生年月日	明・大・昭 年 月 日	
										性 別	男 ・ 女	
	退所(居)後 住所	〒										

退所(居)年月日	平成 年 月 日	転居 ・ 転出
----------	----------	---------

施 設	名 称										
	電話番号										
	所在地	〒									



# 介護保険 他市町村住所地特例者名簿

平成 年 月 日作成

対象者	被保険者番号													
	フリガナ													
	氏名									生年月日	明・大・昭	年	月	日
										性別	男	・	女	
転入前住所	〒													

保険者番号											
保険者名											
転入年月日						転出年月日					

施設名称	施設所在地	入退所(居)年月日
	〒	入所(居)日 . . .
	電話番号	退所(居)日 . . .

# 介護保険 住所地特例被保険者台帳

平成 年 月 日作成

被 保 険 者	被保険者番号														
	フリガナ														
	氏名										生年月日	明・大・昭	年	月	日
											性別	男	・	女	
	住所地特例適用前住所														
住所地特例終了後住所															

	施設名称	施設所在地	入退所(居)年月日	住所地特例適用期間
最 初		〒	入所(居)日 . .	適用 . .
		電話番号	退所(居)日 . .	終了 . .
2		〒	入所(居)日 . .	適用 . .
		電話番号	退所(居)日 . .	終了 . .
3		〒	入所(居)日 . .	適用 . .
		電話番号	退所(居)日 . .	終了 . .
4		〒	入所(居)日 . .	適用 . .
		電話番号	退所(居)日 . .	終了 . .